様式6-1

令和５年度市町村母子保健事業

市町村名：岩沼市	〒989－2480	電話	0223－23－0794
担当課名：健康増進課	岩沼市桜1丁目6番20号	FAX	0223－22－1315

	事業名	事業内容	対象	回数	スタッフ	備考
思春期	思春期保健講座	二次性徴における心身の変化や妊娠・出産を含めたライフプランに関する講話	市内中学生3年生	3回	保健師・助産師	市内中学校・医療機関と協働実施
妊産婦	母子健康手帳・父子健康手帳交付及び相談	母子・父子健康手帳の交付、妊娠・出産及び育児に関する相談・保健指導、「マタニティマーク」キーホルダー配布	届出をした妊婦	通年（月水金）電話予約制	助産師・保健師	助産師は会計年度任用職員
	赤ちゃんホットライン	電話による子育てなんでも相談、来所・オンライン相談	妊産婦、乳幼児の保護者	通年（月水金）	助産師・保健師	助産師は会計年度任用職員
	ママの相談	妊娠中の生活等の相談、家族計画	妊産婦	通年（月水金）	助産師・保健師	赤ちゃんホットラインと同時に実施。助産師は会計年度任用職員
	妊産婦訪問指導	新生児・妊産婦への訪問指導、「産後うつ病」等のスクリーニング調査、相談	新生児と妊産婦	通年	助産師・保健師	助産師および産科医療機関に委託
	妊婦・産婦健康診査	妊娠中・産後の健康管理に必要な各種検査、診察、指導	妊婦・産婦	通年	医療機関	医師会等に委託
	産後ケア事業	宿泊型・通所型・訪問型による産婦の健康状態チェック、休養、授乳・育児に関する支援	出産から12月未満の産婦	通年	助産師	助産師、産科医療機関等に委託
	妊婦歯科健康診査	妊娠期の歯科健診、歯科保健の啓発	妊婦	通年	医療機関	歯科医師会に委託
乳幼児	未熟児訪問	未熟児への訪問指導	低出生体重児	通年	助産師・保健師	助産師は会計年度任用職員
	未熟児養育医療	出生時体重が2000g以下または医師が入院養育を必要と認めた児への医療費給付	対象乳幼児の保護者	通年	保健師	
	新生児訪問	新生児への訪問指導	乳児	通年	助産師・保健師	助産師および産科医療機関に委託
	乳児健康診査	赤ちゃんの発育、発達等の診察と育児相談	2か月児・8か月児	通年	医療機関	医師会に委託
	3か月児健康診査	発育・発達等の健診、育児相談	3か月児	年12回（月1回）	小児科医・保健師・助産師・看護師・事務職	医師会の協力を得て実施
	1歳8か月児健康診査	内科・歯科健診、育児相談、栄養・歯科指導	1歳8か月児	年12回（月1回）	小児科医・歯科医師・保健師・管理栄養士・助産師・看護師・歯科衛生士・事務職	医師会、歯科医師会の協力を得て実施
	2歳6か月児歯科健康診査	歯科健診、育児相談、栄養・歯科指導	2歳6か月児	年12回（月1回）	歯科医師・保健師・管理栄養士・助産師・看護師・歯科衛生士・事務職	歯科医師会の協力を得て実施
	3歳6か月児健康診査	内科・歯科健診、視聴覚・尿検査、育児相談、栄養・歯科指導	3歳6か月児	年12回（月1回）	小児科医・歯科医師・保健師・管理栄養士・助産師・看護師・歯科衛生士・事務職	医師会、歯科医師会の協力を得て実施
	3歳6か月児聴覚精密健康診査	聴覚精密検査、診察	健診の結果、精密検査が必要な児	通年	医療機関	医師会に委託
	幼児歯科保健対策	幼稚園における集団フッ化物洗口の実施支援	市内幼稚園年長児	通年	保健師・歯科衛生士	歯科衛生士は会計年度任用職員
	乳児相談（すくすく教室）	発育発達相談、離乳食の進め方と生活習慣づくり	乳児	年12回（月1回）	保健師・管理栄養士・助産師・看護師・歯科衛生士	
	乳幼児相談（ちびっこ相談）	発育発達相談、栄養・歯科相談	乳幼児と保護者	年12回（月1回）	保健師・管理栄養士・看護師・歯科衛生士	
	ことばの相談	発音不明瞭、ことばの遅れ等に関する専門相談	幼児と保護者	14回	言語聴覚士・保健師	非常勤講師
	乳幼児発達相談	公認心理師・作業療法士等による専門相談	乳幼児と保護者	82回	公認心理師・保健師	非常勤講師
	子育て講演会	育児や歯科保健等に関する講話	乳幼児と保護者	年2回	保健師・歯科衛生士	歯科衛生士は会計年度任用職員
	ぱくぱく離乳食教室	離乳食後期～完了期での咀嚼能力形成・幼児食移行・むし歯予防への支援	9か月～1歳頃の児と保護者	年6回	管理栄養士・保健師	
	双子ちゃん交流会	双胎児親子の交流会	市内の未就学双胎児とその保護者	年2回	保健師、保育士	子育て支援センターと共催
	子育てアプリ「いわぬまｉキッズアプリ」	妊産婦・お子さんの健康記録、予防接種管理、行政情報・子育て情報等の発信	妊産婦、乳幼児の保護者	通年	保健師	
	ＲＯＣＳＷＡっこ通信（岩沼市健康増進課だより）	母子保健や子育てに関する啓発・事業の告知等	妊娠期から概ね3歳6か月に至るまでの母子	1回	保健師・管理栄養士	
その他						